



長寿時代は、 3つの「見える化」が重要な時代

こたに こういち
MUFG相続研究所 所長 小谷 亨一

現在、日本では長寿時代の到来と併せ、社会構造の変化として高齢者のみの世帯の増加が進んでいます(厚生労働省「国民生活基礎調査」によれば、65歳以上の者がいる世帯のうち単独および夫婦のみの世帯割合は58.9%。下図表の点線部分)。

その中で、加齢とともに避けては通れない問題として、身体能力や認知機能の低下にどのように臨むか、特に資産に対してどう考えるかについてお話をいたします。

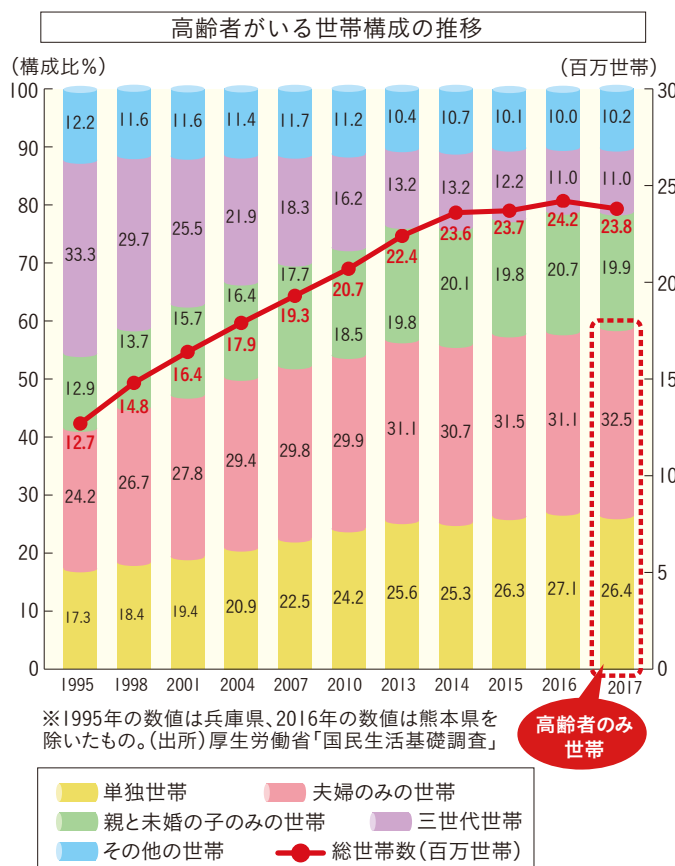
最近テクノロジーの進歩が急速に進み、センサー機能の向上などからさまざまな家電製品や警備システムの活用で見守り対応ができるようになりました。またインターネットの普及により映像を通して話ができる時代になってきました。

しかし、認知機能の変化を捉えることは、このような対応だけでは難しいと考えられています。なぜなら、認知機能の変化は急なものではなく、また個人差もあるからです。医師ですら、かかりつけの医師でないと認知機能の変化を感じることが難しいケースもあると言われています。

このような長寿時代を迎え、お金などの資産をどのように管理していくのか、そのカギは「見える化」にあると思います。

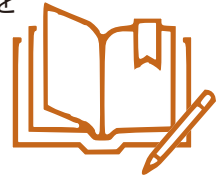
1. 財産の見える化

これは、自分は今どの金融機関と取引があるかを整理することです。たとえば通勤の多い方などは、通勤先で金融機関に口座を開設したが、その口座が通勤後も残っていたり、海外に赴任された時もそこで開設した口座が残っているなど、今は利用していない口座(場合によっては休眠口座※¹)になっているケースも)などを整理することです。また、インター



次ページへつづく▶

ネット取引やデジタルマネー^{※2}と呼ばれるものにも注意が必要です。たとえばインターネット銀行・証券などは、取引の有無がわかり難いものや〇〇ペイと呼ばれる電子決済にかかわるものなど、どんなものがあるかを明確にしておく必要があります。そのような財産を「見える化」するため、エンディングノートを活用することも一つの対策です。



2. 財産管理の見える化

将来、身体能力や認知機能が低下する時を想定して、任意後見制度^{※3}や家族信託契約^{※4}を活用したり、また、すでに認知機能が低下してしまい法定後見制度^{※5}を利用する場合、本人に代わり手続きを行う人（後見人や受託者など）がいます。この手続きをする人の手続き内容を「見える化」することは重要です。良かれと思い、したことが相続発生時に争いの素にならないようにするためです。争いの主な原因としては、支払内容などを家族などに共有化できていないことから、後日疑義が生じてしまうというものです。

そのため、ここでの「見える化」は、たとえば支払い後の領収書や入出金の記録などを定期的に家族に確認してもらうことで、家族間で内容を共有することができます。最近ではアプリを活用して確認を行う商品などもあり、その利用も有効です。

3. 資産承継の見える化

資産承継に大切なことは、財産の明確化のみならず、どのような想いか（家族への愛、気遣い、信頼そして希望）を「見える化」しておくことです。財産の明確化や承継方法・配分方法だけでは伝わらないことがあり、それが原因で争いに繋がることもあります。そのために、なぜそのように分け承継させたいのか、どのようなことに気を配って承継を決めたのかなどを明確にすることで、遺された家族の受け取り方は大きく変わり、争いになりにくくする効果があると思います。そのために気持ちを記載することができる遺言の利用は、大変有効です。



このように、長寿時代は、従来の相続対策に加えて、身体能力や認知機能の低下に備えた財産管理が重要で、現在その選択肢が増えてきています。しかし、ただ利用するだけでは、期待した効果とは別の悪い影響を生み出す事態も生じています。家族円満のため、またせっかく利用した制度を生かすためにも、元気な内に「見える化」を意識されてみてはいかがでしょうか。

※1 休眠口座 一般に金融機関に預金として預け入れたまま、長期間、預金者から入出金の取引がなく、金融機関から預金者への連絡が取れなくなった状態の預金口座。

※2 デジタルマネー クレジットカード、電子マネー（鉄道系・コンビニ系など）、スマート決済、仮想通貨など、デジタル技術を用いた通貨、貨幣のこと。

※3 任意後見制度 まだしっかりと自分で判断ができるうちに、自分の判断能力が衰えてきた時に備え、あらかじめ支援者（任意後見人）を誰にするか、将来の財産管理や身の回りのことについてその人に何を支援してもらうかを、自分で決めておくことができる仕組み。

※4 家族信託契約 資産を持つ方が、特定の目的（たとえば「自分の老後の生活・介護等に必要な資金の管理及び給付」など）に従って、その保有する不動産・預貯金などの資産を信頼できる家族に託し、その管理・処分を任せる信託契約による仕組み。

※5 法定後見制度すでに判断能力が衰えている方のために、「家庭裁判所」が適切な支援者を選ぶ制度。選ばれた支援者は、本人の希望を尊重しながら、財産管理や身の回りの手伝いを行う。判断能力に応じて後見・保佐・補助の3つのタイプがある。

意見にあたる部分は著者の見解であり、MUFG相続研究所の見解を代表するものではありません。なるべくわかりやすくするために、大幅に省略・簡略化した表現としています。個別具体的なことについては、専門家に具体的に相談ください。本資料の無断複製、複写、転送等はご遠慮ください。

*「MUFG相続研究所」は、三菱UFJ信託銀行が資産管理・資産承継に関する調査・研究・レポート作成等の業務を対外的に行う際の呼称です。